

関内の土木産業遺構1件を横浜市歴史的建造物として認定します

横浜市では、昭和63年度に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を定め、平成19年度までに79件(別紙参考資料参照)を横浜市の歴史的建造物として認定し、歴史的景観の保全を図ってきました。平成20年度は、北仲通北地区の区画整理事業により復元工事が行われている明治期の石積護岸の認定を行います。これにより、歴史的建造物の認定は、計80件となります。

名 称：旧灯台寮^{*1}護岸(きゅうとうだりょうごがん)

所在地：横浜市中区北仲通6丁目

種類：土木産業遺構

構造：石積護岸

築造年代：【布積^{*2}護岸】明治 6(1873)年(推定)、【谷積^{*3}護岸】明治 30(1897)年

延長：【布積護岸】17.0m 【谷積護岸】59.7m

旧灯台寮護岸がある場所は、明治2年に灯明台役所が設置された「灯台事業発祥の地」であり、リチャード・ヘンリー・ブラントンら^{*4}が、この地で日本の灯台網整備の計画を行いました。さらに、灯明台役所の工作機械を使用しながら、日本初の鉄の橋である吉田橋の部材製作が行われるなど、日本の技術史上記憶されるべき土地であり、旧灯台寮護岸はこの明治期の記憶を伝える遺構です。自動車道に残されている護岸^{*5}とあわせ、自然石による護岸が続く景観は、みなとみらい21地区の現代的な景観と対比をなし、市民により一層、開港の歴史を伝えていくこととなります。

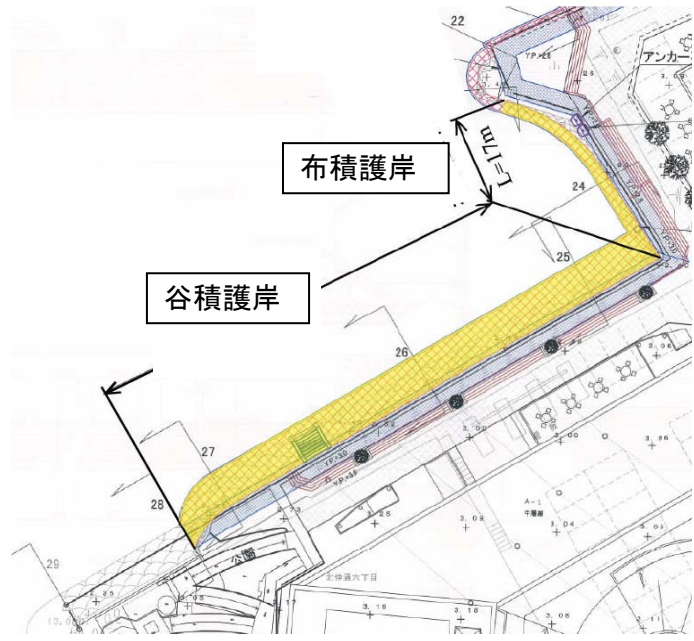


裏面もあります

◆ 護岸の概要

当該地は、明治2年以降、何度か埋め立てが行われており、明治6年に布積み護岸が現在の位置に築造された。さらに、明治7年には敷地の北西端に初代の試験灯台が建設されている。また、明治30年には、施設の拡張に伴い明治6年時の護岸から、その地先が若干埋め立てられた。その際に築造されたのが現在の谷積み護岸であり、さらに明治33年に、2代目の試験灯台がこの護岸の西側に設置されている。

両護岸とも伊豆石の空積みで、現存する明治期の護岸として貴重なものである。



【解体工事前】
左側が布積み護岸、右側が谷積み護岸



【解体工事中】
解体工事中の布積み護岸



【現在の状況】 布積み護岸



【現在の状況】 谷積み護岸

2枚目もあります

◆布積護岸の年代について

今回の区画整理事業による護岸工事の際の解体時の状況から、関東大震災後に積み直された可能性も否定できませんが、護岸の位置は明治6年のまま変わっておらず、貴重な遺構といえます。

※1 灯台寮

幕末の慶応2年（1866年）にイギリスなどと締結された改税約書により、灯台をはじめとする航路標識の整備が掲げられ、事業を引き継いだ明治政府が神奈川県に「灯明台掛」を設置したのがはじまり。明治4年に、完全に国の所管となり同年8月に工部省所管の「灯台寮」という組織名に変更された。布積護岸は「灯台寮」の時代に築造された護岸である。

※2 布積（ぬのづみ）

上段の積み石を下段の積み石にまたがるように置き、横目地が通るように積む工法。

※3 谷積（たにづみ）

石の面の対角線が垂直になるように積む方法。落し積みともいう。

※4 R.H.ブラントン(Richard Henry Brunton, 1841-1901)

イギリス人土木技師。明治元年(1868)日本政府の招聘した最初の外国人技師として来日。明治9(1876)年に帰国するまでの間に、全国灯台網の整備のほか、近代土木技術の普及、日本人技師の育成に尽力した。

※5 旧臨港線護岸（認定歴史的建造物 平成8年度認定）

新港埠頭の海陸連絡設備である臨港鉄道の一環として築造された石積の鉄道護岸。明治43年築造。

◆横浜市認定歴史的建造物について

「歴史を生かしたまちづくり要綱」の規定により、以下の要件を満たしたもので、保全すべき部位とその意匠・材料・色彩及び活用方法を「保全活用計画」として定めて、市長が認定します。認定した歴史的建造物を保全するために改修等に必用な費用の一部について、市の助成を受けることができます。

- (1) 歴史的建造物登録台帳に「登録されたもののうち専門家による調査により、特に価値があると判断されたもの。
- (2) 要綱により設置されている「歴史的景観保全委員」の指導のもとに、適切な保全計画が所有者との協議のうえ作成されたもの。
- (3) 「同委員」の全員協議会(吉田鋼市代表委員・横浜国立大学大学院教授)において、認定候補として承認を受けたもの。

◆北仲通北地区区画整理事業の概要

- (1) 施工者 北仲通北土地区画整理組合
- (2) 施工期間 平成19年度～平成23年度
- (3) 整備内容 地区内道路、公園、石積擁壁の整備
- (3) 総事業費 約35億円
- (4) 地権者数 所有権者6名、借地権者1名
- (5) 問合せ先 北仲通北土地区画整理組合 TEL045-226-5977

記事掲載のために写真が必要な場合はメール(tb-toshidesign@city.yokohama.jp 件名:「認定写真」)でご連絡下さい。データ(JPEG)を添付して返信します。